

# ブータン領事出張サービスのお知らせ

## (5月13日(水))

在インド日本国大使館

当館は、ブータンにお住まいの邦人の皆様への便宜のため、JICA ブータン事務所の御協力を得て、以下のとおり領事出張サービスを実施いたします。この機会に是非領事サービスを御利用ください。

**日時： 5月13日(水) 9:00～16:00**

お問い合わせ先： 在インド日本国大使館 領事班 領事出張サービス担当

代表電話： +91-11-4610-4610 (内線 125) (電話受付時間 9:00～12:30、14:00～17:00)

メールアドレス：[jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)

**場所： JICA ブータン事務所(会議室)、ブータン王国ティンパー市**

JICA Bhutan Office Level1、Royal Textile Academy(RTA)Chhubachhu、Thimphu、BHUTAN

【会場の所在地に関するお問い合わせ先】 電話:(02)322-030 (JICA ブータン事務所 代表)

JICA ホームページ：<https://www.jica.go.jp/bhutan/office/index.html>

## 取扱業務：旅券、証明、在外選挙、在留届、戸籍国籍、教科書、マイナンバーカード、その他

### (1) 旅券の申請、交付

令和5年3月27日から、パスポートの申請がオンライン在留届(ORR ネット)に登録してオンラインでできるようになりました。ただし、発給審査等により追加的に関係書類等の提出をお願いすることがありますので、ご注意ください。

オンライン申請の詳細は下記リンクからご確認ください、方法が不明な場合は当館領事班までご連絡ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22\\_004039.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html)

令和7年3月24日から、「2025年旅券」の発給が開始されました。これまで在外公館にて旅券の作成を行っていましたが、同旅券の発給開始に伴い、国立印刷局において、旅券が集中的に作成されることとなりました。右作成方式に移行したことより、本邦で作成された旅券が、在外公館宛に配送されることとなるため、以前より、申請から交付までの期間が大幅に延びることとなります(所要2週間～1ヶ月程度)。つきましては、出張者出発前日までに当館にて受領した旅券のみ交付可能となりますところ、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

一般旅券の交付時に手数料を徴収いたします。交付手数料は、下記当館ホームページにて確認いただけます。

[https://www.in.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/Consular\\_fees.html](https://www.in.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Consular_fees.html)

---

## (2) 各種証明書の申請、交付(在留証明、出生証明、婚姻証明等)

令和5年9月25日から、証明書の申請が、オンライン在留届(ORR ネット)を利用して、オンラインでできるようになりました(一部対象外の証明書もございます)。

オンライン申請の詳細は下記リンクからご確認ください、方法が不明な場合は当館領事班までご連絡ください。

[https://www.in.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_01040.html](https://www.in.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_01040.html)

郵送にて証明書を申請される方は、記入済みの申請書を5月6日(水)必着で、当館領事班宛にEMS(国際スピード郵便)で送付願います。

申請用紙は当館領事班宛に御請求ください。交付時に手数料を徴収いたします。手数料は証明書によって額が異なります。

詳しくは以下の当館ホームページを御覧いただくか、当館領事班までお問い合わせください。

[https://www.in.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/Consular\\_fees.html](https://www.in.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Consular_fees.html)

---

## (3) 在外選挙人証の申請、受領

海外に住んでいても、日本の国政選挙(衆議院及び参議院の比例代表選挙、衆議院小選挙区及び参議院選挙区の選挙、それらの補欠選挙・再選挙)に投票が出来ます。

そのためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録申請し、「在外選挙人証」を取得する必要があります。申請には本人確認のために日本国旅券の提示が必要です。

(旅券が提示できない場合は、日本国又はブータン政府や地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、外国人登録証等)をお持ちください。)

なお、同居家族(日本国籍)による代理申請の場合、申請書のほか、申出書が必要となります。必要書類は次の外務省ホームページにて御確認ください。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

在外選挙人証が大使館に届いた旨の連絡を受けていてまだ受領されていない方で、今回の出張サービス時の受領を希望される場合は、当館領事班まで御連絡ください。

---

#### (4) マイナンバーカードの申請、受領

令和6年5月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できるようになりました。これに伴い、現在マイナンバーカードを持っていない国外居住者(2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。)も国外転出者向けマイナンバーカードを在外公館窓口で申請することが可能になりました。

申請・手続きに関する詳細につきましては、次のマイナンバーカード総合サイトでご確認ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

マイナンバーカードが大使館に届いた旨の連絡を受けていてまだ受領されていない方で、今回の出張サービス時の受領を希望される場合は、当館領事班まで御連絡ください。

申請・受領には本人確認のために日本国旅券の提示が必要です。なお、受領の際は必ず本人が受け取りに来る必要があります。

(旅券が提示できない場合は、日本国又はブータン政府や地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、外国人登録証等)をお持ちください。)

---

#### (5) 在留届、変更届及び帰国届の届出

外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在される全ての日本人の方は、旅券法により在留届の提出が義務づけられています。

また、在留届を提出済みの方で、在留届の記載事項(住所・携帯電話番号・メールアドレス等)に変更の生じた方は変更届、帰国予定の方は帰国届の提出が必要です。

在留届はインターネットでの届出が可能です。こちらを利用されますと、旅券や証明書のオンライン申請のほか、住所変更や帰国届もインターネットを利用した手続きが可能ですので、是非御利用ください。

ORR ネット(インターネットによる在留届電子届出システム): <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

---

## (6) 戸籍関係の届出、国籍関係の届出

出生届、婚姻届、認知届などの戸籍関係届出や国籍選択届、国籍取得届などの国籍関係届出が可能です。

各届出に必要な書類は以下の外務省ホームページを御覧いただくか、当館領事班までお問い合わせください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/index.html>

### 注意点

- (1) 今回の出張サービスを利用される方は、御希望の時間帯を事前に当館領事班までお知らせください。
- (2) 各種申請書を事前に EMS(国際スピード郵便)で当館宛に送付した方は、その旨当館領事班までお知らせください。
- (3) 届出・申請・交付の方は、本人確認のため日本国旅券を御持参ください。手続き等の理由で旅券がお手元にならない場合は、日本国又はブータン国政府や地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、外国人登録証等)を必ずお持ちください。

**インドルピー現金のみの取り扱いとなります。** お手数ですが、交付を受ける方は、釣り銭が要らないよう予め御用意ください。

お問い合わせ先：在インド日本国大使館 領事班 領事出張サービス担当

代表電話：+91-11-4610-4610（内線 125）（電話受付時間 9:00～12:30、14:00～17:00）

メールアドレス：[jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)

住所：50-G Shantipath、Chanakyapuri、New Delhi 110021、INDIA

郵便物宛名：

Embassy of Japan in India、Consular Section(領事班).「領事出張サービス係」宛